

県内の建設事業者の皆様へ

労働環境の確認にご協力ください!

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

全ての契約が対象ではありません！

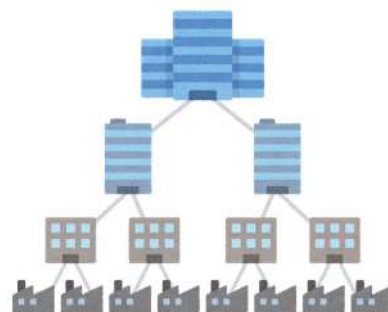
- ・ 予定価格 6億円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（例：営業職、現場監督など）を除く。）

報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

（詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。）

提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。（下請・再委託事業者及び一人親方を含む。）

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金（報酬）単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - …従事人数、1日（8時間）当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
（工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。）
- ・一人親方の事業者
 - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

（システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。）

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：（052）954-6653

☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

公契約条例 HP



愛知県 公契約

検索

労働環境の確認について



○ 愛知県では、愛知県公契約条例に基づき、県が発注する工事及び業務に携わる労働者の労働環境を確認しています。

○ 具体的には、労働関係法令に関する以下の事項について、下請及び再委託を含むすべての事業者から報告を求めます。

- ・労働条件を書面で明示
- ・法定年次有給休暇の付与
- ・安全管理者、安全衛生推進者などの選任
- ・労働災害を防止する措置の実施
- ・安全衛生教育、定期健康診断、ストレスチェックの実施
- ・労働環境の改善に向けた取組
- ・時間外、休日、深夜の割増賃金を法定どおり支払
- ・労働者1日当たりの平均賃金単価
- ・地域別最低賃金以上の賃金を支払



愛知県の最低賃金：1時間 円（ 年 月から）

○ 労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは愛知県会計局管理課まで、また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申し出ください。

<労働相談窓口>

愛知労働局

最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

愛知 労基署 管轄

検索

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>

あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー

名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17 階
労働相談専用ダイヤル：052-589-1405

お問い合わせ

愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
名古屋市中区三の丸 3-1-2
電話：052-954-6653

愛知県 公契約

検索

公契約条例 HP



労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が 10 人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「／」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間（1 日 8 時間以内かつ 1 週 40 時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36 協定）を届け出ていますか。（時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間（建設事業は、2024 年 4 月 1 日から上限規制を適用） (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「／」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。（年次有給休暇は、雇入れの日から 6 か月間継続勤務し、8 割以上出勤した労働者に対して 10 日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大 20 日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年 5 日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。 ・常時使用する労働者が 50 人以上…安全管理者（一部業種のみ）、衛生管理者、産業医 ・常時使用する労働者が 10 人以上 50 人未満…安全衛生推進者又は衛生推進者 (常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「／」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行っていますか。	
	⑩ 1 年に 1 回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。（常時使用する労働者が 50 人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「／」を記入してください。)	
賃金	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日に支払っていますか。（口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。（時間外又は深夜：2 割 5 分以上、休日：3 割 5 分以上、時間外かつ深夜：5 割以上、休日かつ深夜：6 割以上、月 60 時間を超える時間外の超えた部分：5 割以上（中小企業は 2023 年 3 月 31 日まで 2 割 5 分以上）)	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「／」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

年 月 日

契 約 名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

企 業 の 皆 様

愛知県防災安全局県民安全課長

暴力団離脱者受入企業を募集しています

日頃から、安全なまちづくりの推進につきまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯したり、暴力団に戻らないよう、彼らの社会生活における基盤を確立することが重要です。

そこで愛知県では、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターと愛知県警察が実施している暴力団離脱者受入企業登録の促進に協力しています。暴力団離脱者を雇用する企業（受入企業）として登録し、暴力団離脱者を雇用していただきますと、雇用給付金の支給と身元保証制度の適用を受けることができます。

暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、取組の趣旨を御理解いただき、暴力団離脱者の雇用について御検討くださいますよう、よろしくお願いします。

〔お問い合わせ先〕

担 当 安全なまちづくりグループ

電 話 ０５２－９５４－６１７６（ダイヤルイイ）

FAX ０５２－９５４－６９１０

メール kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

暴力団離脱者 受入企業募集

※業種は問いません

雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1ヶ月以上雇用した事業者には

6ヶ月間 毎月 **8万円** (上限) を支給

9ヶ月目
12ヶ月目 に **12万円** (上限) を支給



身元保証制度

身元保証とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に損害を保証する制度です。

保証期間 受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間

補償金の範囲 補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が**200万円**まで

- 雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合 → 損害額に応じて**100万円**まで
- 受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合 → 人的、財産的被害に応じて**100万円**まで
- 契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合 → 未回収額を**50万円**まで

などを(公財)愛知県暴力追放運動推進センターが保証。



詳しくは、(公財)愛知県暴力追放運動推進センターまでお問合せください。☎052-883-3110

暴力団離脱者受入企業登録申込書

年 月 日

愛知 県 知 事 殿

下記のとおり、暴力団離脱者受入企業の登録申込をします。

[illegible]

※ 記載いただいた情報につきましては、以後の登録手続きのため、愛知県警察捜査第四課社会復帰対策係及び公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターに提供させていただきますのでご了承ください。なお、申し込んだ後は、愛知県警察捜査第四課社会復帰対策係からご担当者様に連絡をさせていただきますが、時間を要する場合がございますのでご了承ください。

申込書の送付先

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176 (ダイヤルイン) FAX 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅で e - Tax



e-Taxを使うと自宅やオフィスから確定申告ができます。なお、個人事業者の方の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です。



納税資金の計画的なご準備を！

例えば、インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

納税資金を計画的にご準備のうえ、期限内納付をお願いします。

簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

＜納付方法例＞

- 口座引落とし（振替納税）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済 など



納税に関する
総合案内



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご注意ください。

インボイス制度についての一般的なお問合せ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553（無料）

9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。



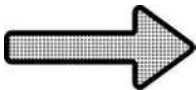
- 登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、インボイスの保存を必要としません。

- 登録のご検討に当たっては、税務署で開催している各種説明会・相談会（個別相談）、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）などもご活用ください。

オンライン
税理士相談



登録を受ける場合



登録を受ける場合は、登録申請手续が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください。

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる
登録申請手続



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



2 割 特 例

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることが
できる特例があります。

2割特例ページ



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援するIT導入補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット

